○財務省告示第二百二十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十六年四月二十八日

財務大臣　谷垣　禎一

（別表）

国債の名称	記号	買入消却実行日	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
割引国庫債券（五年）	第百十八回	平成十六年四月十五日	三百万円	九十九円九十九銭
合計			三百万円	